

社団法人茨城県教育会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人茨城県教育会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を茨城県水戸市見和 1 丁目 356 番地の 2 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、健全な教育世論の高揚につとめ、県民の教育活動の活性化を図り、もって茨城県における教育の刷新と充実に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する広報誌等の発行
- (2) 教育の振興並びに郷土文化の継承発展に資するための各種研究調査
- (3) 教育に関する講演会・研究会・研修会・懇談会の開催及びその他文化活動等の後援
- (4) 教育論文の募集と顕彰
- (5) 教育功績者並びに児童生徒の表彰
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は教育団体で、次のア～ウに掲げるもの
 - ア 県内の郡市教育会・地域教育会
 - イ 総会で認められた教育団体
 - ウ ア・イの団体に属さない個人
- (2) 名誉会員 この法人に特に功績があり、理事会の決議をもって推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第7条 この法人の会費は、次のとおりとする。

(1) 正 会 員 ア 第5条第1号ア・イに定める正会員については、各教育委員会の会員
1人につき年額 2,500円

イ 第5条第1号ウについては、年額 2,500円

(2) 賛助会員 次のいずれかの額とする。

ア 終身会費 20,000円

イ 年 額 2,500円

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会費は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 退会しようとする者は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長が除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(3) 会費を3年以上納付しないとき。

第4章 役員・名誉会長・顧問・参与及び職員

(役 員)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 10名以上 15名以内(うち会長1名及び副会長2名)

(2) 監事 3名

(選任)

第12条 役員及び名誉会長・顧問・参与の選任は次のとおりとする。

- (1) 役員は、総会において選任し、理事は、互選で会長及び副会長を定める。
- (2) この法人に名誉会長・顧問・参与を置くことができる。名誉会長はこの法人の会長職10年以上勤務した功労ある者、顧問・参与は、この法人に功労ある者につき、それぞれ理事会で推薦し総会で承認を受ける。
理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事等の職務)

第13条 会長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代理し、又は代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務を行う。
- 4 名誉会長は、会長の諮問に応え会の企画運営に意見を開陳する。
- 5 顧問は、会長の諮問に応え意見を開陳する。
- 6 参与は、会長の要請に応え会務の推進に参画する。

(監事の職務)

第14条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は茨城県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(任期)

第15条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第16条 役員で、職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為のあると認められるとき又は心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(役員報酬)

第17条 役員は有給とすることができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免とする。

3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(総会の構成)

第19条 会議は第5条第1号の正会員をもって組織する。ただし団体についてはその代表とする。

(総会の招集)

第20条 定期総会は、毎年2回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員の現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも15日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(総会の定足数等)

第23条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第24条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事

現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(議事録)

第25条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第27条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第28条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金にする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 29 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。
ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、茨城県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、茨城県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 32 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録・貸借対照表・事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後 3 月以内に茨城県教育委員会に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

第 33 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、茨城県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 34 条 第 29 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、茨城県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 37 条 この法人の解散は，理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経，かつ，茨城県教育委員会の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 この法人の解散に伴う残余財産は，理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経，かつ，茨城県教育委員会の認可を受けて，この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 39 条 この法人の事務所に，次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし，他の法令により，これらに代わる書類及び帳簿を備えたいときは，この限りではない。

- (1) 定 款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する事項
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他の必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 5 号までの書類及び同項第 7 号の書類は永年，同項第 6 号の帳簿及び書類は 10 年以上，同項第 8 号から第 10 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

(細 則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は，理事会及び総会の議決を経て，別に定める。

附 則

1 第 35 条の規定にかかわらず，この法人設立当初の事業年度は，茨城県教育委員会の許可があった日から平成 3 年 3 月 31 日までとする。

2 第 12 条の規定にかかわらず，この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。

会 長	伊 藤 寅八郎	理 事	内 山 源
副会長	浜 名 憲 昭	"	永 山 宏 昭
"	奥 村 義 栄	"	佐 藤 光 弘
理 事		"	原 田 和 夫
		"	松 原 俊 二
"	堀 川 賢 壽	"	朝比奈 克 巳
"	渡 辺 礼次郎	"	山 崎 睦 男
"	志 賀 恒 治	"	新 井 三喜夫
"	富 永 直	監 事	森 木 義 男
		"	沼 田 誉 一
		"	藤 田 操

3 従来茨城県教育会に属した権利義務の一切は，この法人が継承する。

附 則

この定款は，茨城県教育委員会の認可があった日から施行する。(平成 5 年 3 月 29 日 茨城県教育委員会認可)

2 第 4 章の一部変更(平成 9 年 4 月 7 日 茨城県教育委員会認可)

3 第 3 章第 7 条の一部変更(平成 10 年 3 月 16 日 茨城県教育委員会認可)

4 第 3 章第 7 条第 1 項第 2 号の一部変更(平成 18 年 3 月 16 日 茨城県教育委員会認可)

社団法人茨城県教育会 設立趣意書

1 本会の歩み

茨城県教育会は、明治 17 年に設立されて以来今日まで百有余年の間、本県教育の振興に尽くしてまいりました。明治・大正の時代には、准教員養成講習会の開催、機関紙の発行、小・中校教員のために夏期講習会の開催、教育品展覧会の開催、裁縫専科教員養成所開設、女子尋常小学校本科正教員養成所開設、夜間中学校、「弘道学院」開設、茨城県教育改善発表会並びに資料展示会の開催、茨城県教育改善関係の多数の出版等多彩な活動が展開されております。

途中、第二次大戦末期に、帝国教育会が改組されて大日本教育会となり、茨城県教育会はその支部となりました。機関誌も休刊になるなど、戦争末期から敗戦時にかけて一時中断の茨城県教育会が発足し、機関誌「茨城教育」を復刊、自主的な民間団体としての主体性のもとに公正な教育世論の基盤である中立性を保ち、幼稚園・小・中・高校・大学・一般を対象に、学校・社会・家庭の教育に関する内容を広く包含した総合的見地から、教職員の資質の向上、情報の提供に努め、学校教育の進展、家庭教育・社会教育の啓蒙発展等に努め今日に至っております。

2 設立に至った動機

この度 100 周年の記念事業を実施するに当たり、これを単に過去の実績を振り返るのみに終わることなく、未来に発展する契機にすべきとの考えから、社団法人の設立を希求するに至ったものです。即ち、時代の動向は、幼・小・中・高・大学・一般一貫の教育、生涯学習への指向等本会の意図するものと合致し、本会がこれまで積み重ねてきたものがいよいよ貴重なものとなってまいりました。ここで、社団法人となることにより、社会一般からの信頼をより高いものとし、本会に対する理解を一層深め、今後の会運営の基盤を強固なものとして、より高い社会貢献への契機にいたしたいと存するものです。

なお、本会とともに「日本連合教育会」に加盟している他県教育会の半数以上が、既に社団法人となっております。

平成 2 年 7 月 18 日

茨城県教育委員会殿

茨 城 県 水 戸 市 天 王 町 2 - 60

社団法人茨城県教育会設立代表者 伊藤寅八郎

社団法人 茨城県教育会設立許可申請書

この度、民法第 34 条によって社団法人茨城県教育会を設立したいので、ご許可くださるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設立趣意書
- 2 定 款
- 3 設立決議書
- 4 社員名簿
- 5 財産目録
- 6 寄付申込書
- 7 預金についての銀行等の証明書類
- 8 本年度の事業計画書並びに収支予算書
- 9 平成 3 年度の事業計画書並びに収支予算書
- 10 設立代表者の権限証明書及び印鑑証明書・履歴書
- 11 役員に就任を予定されている者の就任承諾書・履歴書及び印鑑証明書並びに身分証明書
- 12 過去 2 年間の事業実績及び決算報告書並びに規約

総指令第 19 号

茨城県水戸市天王町 2 丁目 60 番地
社団法人 茨 城 県 教 育 会
設立代表者 伊 藤 寅 八 郎

平成 2 年 7 月 18 日付で申請のあった社団法人茨城県教育委員会の設立許可については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき許可する。

平成 2 年 8 月 1 日

茨城県教育委員会委員長 山 中 直次郎

